



2012年11月30日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳 様

大和住銀投信  会社
代表取締役  三道

貴団体からのお申し入れに関する回答について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴団体からの2012年10月30日付「申入書」に対し、次の通りご回答申し上げます。

弊社では、投資信託に係る交付目論見書を始めとする諸資料の作成に当たりましては、当然ながら関係諸法令及び社団法人投資信託協会の自主規制ルールを遵守しつつ、説明文言の工夫・充実を図るとともに図表等も活用して、お客様が適切な投資のご判断を行なって頂けるよう当該商品の商品性及びリスクを適切にご説明することに平生より十分留意して業務を行なっております。

この度貴団体より、弊社が設定、運用をおこなう投資信託「通貨選択型エマージング・ボンド・ファンド」（ただし、円コースを除く）の交付目論見書（以下、「本件目論見書」といいます）において、「為替ヘッジ」、「為替ヘッジ取引」、「為替ヘッジプレミアム」、「為替ヘッジコスト」等、「為替ヘッジ」及びそれに類する文言（以下、「為替ヘッジ等」といいます）が使用実態に徴して「実際のものよりも著しく優良」な表示をしており景品表示法10条1号に該当するので、本件目論見書の属性区分以外の箇所における「為替ヘッジ等」の記載を削除または別の表現に変更を求める旨申入れを頂きました。2012年5月31日付弊社書面「貴団体からのお問合せに関するご回答について」でご説明申し上げます通り、本件目論見書内において属性区分以外の箇所で「為替ヘッジ等」の文言を使用している場合につきましては、お客様が「外貨建資産について日本円で為替ヘッジして円建てベースでの為替リスクを小さくする手法」と混同されることのないよう、本件目論見書内で「為替ヘッジ等」の文言を使用している箇所には注記を行いあるいは図表を活用して、「米ドル建て資産を対投資対象通貨で為替ヘッジ」していること及び「円と投資対象通貨の為替変動リスクがあること」を十分にご説明するようにすることで、当

該文言の意味について誤解を与えることのないよう十分に配慮してきており、ご指摘のように「実際のものよりも著しく優良」な表示であるとの認識はございません。従いまして、景品表示法10条1号に該当するのご指摘につきましては、弊社としましては見解を異にするものであります。

しかしながら、「為替ヘッジ」という用語が多義的に用いられることで為替リスクを積極的に取りたくないお客様などに誤認を与える可能性があるとの貴団体のご指摘につきましては、弊社としてもお客様へのより適切な説明を図るとの観点から貴重なご意見として受け止めており、今後の有価証券届出書の提出等に併せて行われる交付目論見書の改訂に合わせて順次「為替ヘッジ等」の表記をより適切な表現に改めるとともに引き続き交付目論見書等の説明内容についての工夫・充実を図ることで、お客様が適切な投資のご判断を行なえるよう努めていく所存ですので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

【連絡先】担当：小原・堀江

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1

TEL：03-6205-0200（大代表）

FAX：03-6205-0572